

○国立大学法人埼玉大学教職員特定年俸制給与等規則

適用者の退職手当に関する規則

〔令和4年1月27日
規則第23号〕

改正 令和7.4.24 7規則10

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第51条第1項に規定する退職手当を支給する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）に定める退職手当の算定の基礎となる勤続期間を有する者については、その期間に応じた退職手当を支給する。

(退職手当の算定)

第3条 退職手当の額は、当該手当の支給対象となる国立大学法人埼玉大学教職員特定年俸制給与等規則の適用を受ける教職員（以下「特定年俸制適用教職員」という。）が同規則の適用を受けることなく国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（以下「教職員給与規則」という。）に定める教育職本給表（一）の適用を受ける者として、実際に退職した日又は解雇された日まで在職したと仮定して、退職手当規則により算定した額とする。

2 前項に規定する退職手当の額の仮定計算について、職務の級は、採用日又は職務の級変更日における級とし、号給は、採用日又は職務の級変更日における号給から、毎年1月1日に職種及び同日における年齢に応じて次の表に掲げる号給数（採用日が属する年の1月2日以降にあっては、その号給数に相当する数に、採用日から翌年1月1日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数に相当する号給数）を昇給させて得た号給とする。

職種	55歳未満	55歳以上57歳以下
教授	3	2
准教授、講師及び助教	4	2

3 特定年俸制適用教職員が人事交流その他の事由により、引き続き他の国立大学法人等の教職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等における特定年俸制給与等規則及びこの規則に相当するものを適用され、退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規則による退職手当は支給しない。

(補則)

第4条 特定年俸制適用教職員の退職手当の取扱いに関し、この規則に定めのない事項については、退職手当規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和7. 4.24 7規則10)

この規則は、令和7年4月24日から施行する。